

【裁定委員会】2024年2月7日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、懲罰決定の日（2024年2月7日）から3か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、懲罰決定の日から3か月間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2024年2月7日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(1)「法令に反してはならない」に該当
- 5 事案の概要
法令違反行為

事案 2

- 1 懲罰対象者
U12 クラブコーチ
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2024 年 2 月 7 日（懲罰決定の日）から 6 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024 年 2 月 7 日（懲罰決定の日）から 6 か月間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2024 年 2 月 7 日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第 3 条第 1 項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
クラブ所属児童複数名に対する暴言行為（人格を一方向的に否定し、自尊感情を傷つける発言）

事案 3

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2024年2月7日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024年2月7日（懲罰決定の日）から6か月間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2024年2月7日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程第3条第1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
 - ・所属選手複数名に対するハラスメント行為（揶揄し羞恥心を与える行為）
 - ・所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方向的に否定し、侮辱する発言）